

2023年4月号 (Vol.56)

令和5年度税制改正の改正法成立
—株式交付、パーシャルスピノフ及び暗号資産の期末時価評価
に係る実務上のポイント—

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 株式交付に係る税制	弁護士・税理士 大石 篤史 TEL. 03 5223 7767 atsushi.oishi@mhm-global.com
III. スピノフ税制	
IV. 暗号資産の期末時価評価	税理士 間所 光洋 TEL. 03 6213 8129 koyo.madokoro@mhm-global.com 弁護士 山岡 孝太 TEL. 052 446 8659 (名古屋) kota.yamaoka@mhm-global.com 弁護士 小俣 雄基 TEL. 03 6266 8506 yuki.omata@mhm-global.com

I. はじめに

2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」(以下「**本大綱**」という。)に関する改正法案が、2023年3月28日に成立し、31日に公布されました(以下「**本改正法**」又は「**本改正**」という。)¹。

改正項目²は、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税及び納税環境整備等と多岐にわたりますが、本ニュースレターでは、主に本改正法を踏まえ、実務上、特に重要と考えられる①株式交付に係る税制、②パーシャルスピノフに係る税制及び③暗号資産の期末時価評価に関する改正について、その概要及び実務上のポイントを中心に解説いたします³。

¹ 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)。

² 国際課税の改正項目については、「令和5年度税制改正大綱—グローバル・ミニマム課税の国内法制化に係る実務上のポイント—」([TAX LAW NEWSLETTER 2023年2月号 \(Vol.54\)](#))を、税制適格ストックオプションに関する改正については、「近時のストックオプション税制等の動向について」([TAX LAW NEWSLETTER 2023年2月号 \(Vol.55\)](#))をご参照ください。

³ なお、本ニュースレターは、作成時(2023年4月6日)現在の公表情報を前提としています。

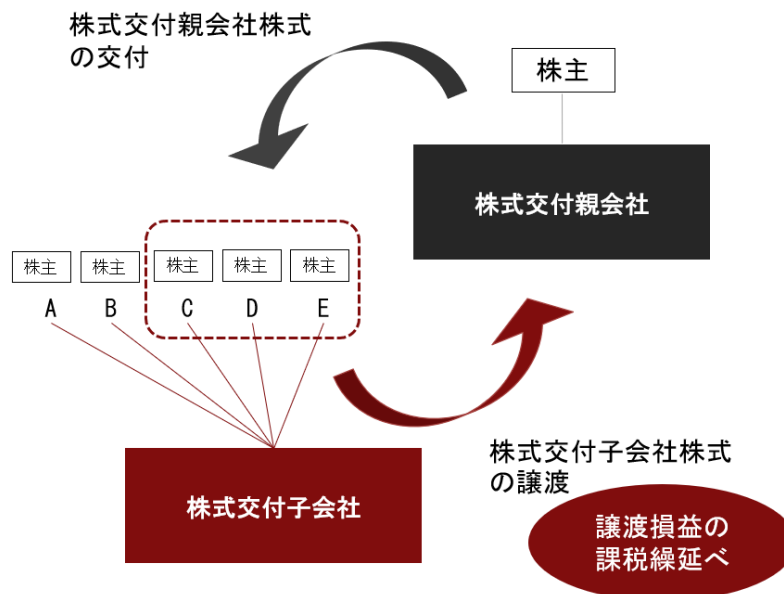
TAX LAW NEWSLETTER

II. 株式交付に係る税制

1. 本改正前

株式交付とは、株式会社が自社の株式等を対価として対象会社の株主から対象会社の株式を取得することで対象会社を子会社化する組織再編行為⁴です。令和3年度税制改正では、所定の要件を満たす場合、株式交付に応じた対象会社（以下「**株式交付子会社**」という。）の株主による株式交付の実施会社（以下「**株式交付親会社**」という。）に対する株式譲渡については、株式交付親会社の株主構成にかかわらず、譲渡損益課税の繰延べを行うことが認められていました（**下記図表1**をご参照）⁵。

＜図表1：株式交付における譲渡損益の課税繰延べ＞



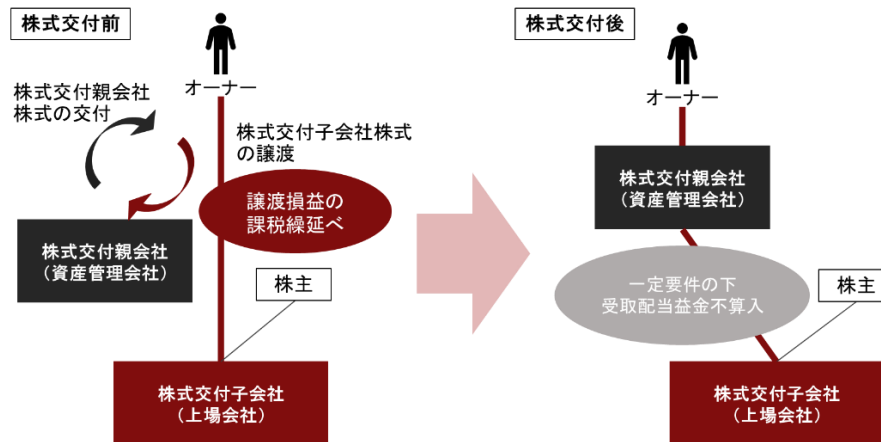
この課税繰延べを利用して、例えば、**下記図表2**のとおり、上場会社の株式を50%超保有する創業者や親族（個人株主）が、その株式を発行する会社を株式交付子会社、資産管理会社を株式交付親会社として、資産管理会社の株式を株主に対して交付し、株式交付子会社の株式を資産管理会社に譲渡することで、当該譲渡に伴う譲渡損益について課税されることなく、創業者や親族が保有する株式を資産管理会社へ移管するケース（以下「**本件ケース**」という。）がありました。

⁴ 会社法2条32号の2。

⁵ 租税特別措置法37条の13の3第1項、同法66条の2第1項。株式交付における課税繰延べに関する詳細については、「令和3年度の税制改正を踏まえた株式交付の活用方法」([TAX LAW NEWSLETTER 2021年4月号 \(Vol.46\)](#))をご参照ください。

TAX LAW NEWSLETTER

＜図表 2：資産管理会社へ株式を移管するケース＞



この背景としては、上場会社の株式の3%以上を保有する個人株主が、上場会社から配当を受領した場合、受取配当は総合課税の対象となるため⁶、これを回避しつつ、資産管理会社に当該会社の株式を保有させた上で配当を受け取り、資産管理会社レベルで受取配当益金不算入制度⁷を利用することにより、配当受領時の課税を相当程度抑えたいという実務上のニーズがあると考えられます。

2. 本改正の内容

本改正は、本件ケースにおける課税繰延べを否定することを念頭に置いたものと考えられます。具体的には、本改正法において、以下で説明する「**同族の同族会社**」を、課税繰延べが認められる株式交付親会社（本件ケースにおける資産管理会社）から除外しています⁸。そのため、本件ケースのように、上場会社の株式を50%超保有する創業者や親族については、下記「**同族の同族会社**」に該当して本改正後は課税繰延べの対象にならないと判断される場合が多いと思われる。

本改正法によれば、「**同族の同族会社**」とは、株式交付直後の株式交付親会社の株主である法人等⁹で同族会社¹⁰でない者を、同族会社の判定の基礎から除いたとしても、同族会社に当たる会社をいいます。反対に、同族会社でない法人等を同族会社の判定の基礎から除いた場合に同族会社ではなくなる「**非同族の同族会社**」は課税繰延べの対象に含まれています（下記図表3）。

⁶ 所得税法 21 条 1 項、89 条 1 項、租税特別措置法 8 条の 4 第 1 項等。

⁷ 法人税法 23 条。

⁸ 租税特別措置法 37 条の 13 の 4（本改正法により、租税特別措置法 37 条の 13 の 3 から繰り下げられています。）、66 条の 2。

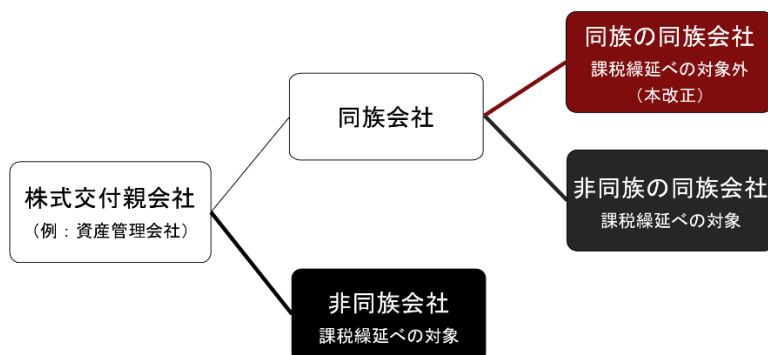
⁹ 法人のほか、株主に所得税法 2 条 1 項 8 号に規定する人格のない社団等がある場合も同様です。

¹⁰ なお、法人税法 2 条 10 号で定義される「同族会社」とは、単純化して言えば、株主 3 人及びその 3 人と特殊な関係のある者が発行済株式の総数の過半数を保有する会社をいいます。

TAX LAW NEWSLETTER

なお、本改正は、2023年10月1日以後に行われる株式交付について適用するとされています¹¹（同日以前に行った株式交付については下記3.（1）をご参照ください。）。

＜図表3：課税繰延べの対象範囲＞



3. 実務上のポイント

(1) 本改正の施行日前に実施した株式交付について

株式交付に関する本改正の施行日（2023年10月1日）前までに、本改正により課税繰延べが否定される株式交付を行った場合（本改正の内容が明らかになる前に既に実施済みの株式交付を含みます。）に課税繰延べが認められるか（行為計算否認規定¹²に基づく否認が認められるか。）という問題が指摘されています。

行為計算否認規定の適用に関し、法人税に関する否認規定の不当性の要件（「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」）に関する判例の考え方¹³に

¹¹ 所得税法等の一部を改正する法律・附則1条2号。

¹² 同族会社等の行為計算の否認に関しては、所得税法157条1項、法人税法132条1項。なお、組織再編成に係る行為計算否認規定（所得税法157条4項、法人税法132条の2）の株式交付に対する適用の有無については議論の余地があります。

¹³ 組織再編成に係る行為計算の否認については、最判平成28年2月29日民集70巻2号242ページ（ヤフー事件最高裁判決）において、法人税法132条の2第1項の「『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制（以下「組織再編税制」という。）に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。」（丸数字及び下線は引用者）と判示されています。

また、同族会社等の行為計算の否認については、最判令和4年4月21日民集76巻4号480ページ（ユニバーサルミュージック事件最高裁判決）において、法人税法132条1項の「『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち、経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である」、経済合理性の判断に関しては「当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が

TAX LAW NEWSLETTER

従えば、行為計算の手順・方法等の不自然性が考慮要素の1つになると考えられ、あくまで一連の取引全体の具体的な事実関係（不自然性のほか、合理的な事業目的等の有無も含みます。）を踏まえる必要がありますが、少なくとも株式交付を単独で利用する場合には「通常は想定されない手順や方法に基づ」くとはいいがたく、この点のみでは不自然性は認められないと考えることが合理的であると思われます。また、株式交付に関する本改正が行われるということは、本改正前においては本件ケースにおける課税繰延べを含め、是認されていたと考えられます。

以上から、株式交付に関する本改正の施行日（2023年10月1日）前までに実施した取引（本改正により課税繰延べの対象から除外された取引）については、基本的には、課税繰延べが認められることに一定の合理性があると考えられます。

（2）本改正法の対象範囲について

上記2. のとおり、本改正法は、本件ケースにおける課税繰延べを否定することを念頭に置いたものと考えられますが、その対象範囲（課税繰延べが否定される範囲）は、本件ケースに限られない広いものとなっています。

すなわち、本改正法においては、譲渡損益の課税繰延べの可否を株式交付後の株式交付親会社の株主構成のみに着目して判断することになり、他の考慮要素（株式交付親会社が資産管理会社であるか否か等）を捨象していることから、資産管理会社を利用していないような場合であっても株式交付親会社が同族の同族会社となる場合（例えば、上場会社であっても従来から同族の同族会社に該当する会社は一定数存在しており、このような会社では株式交付後も同族の同族会社になり得ます。）は譲渡損益の課税繰延べが一律認められない結果になります。

元々、株式交付に係る税制は、「株式対価 M&A を促進するための措置」として令和3年度の税制改正で創設されたものであるところ¹⁴、本改正により、本改正の目的との関係で必要以上に除外範囲が広がり、その利用可能性が過度に狭まったという評価も可能であると考えられますので、株式交付に係る税制の当初の創設目的を踏まえれば、課税繰延べが認められる範囲をより拡大する方向での改正が期待されます。

存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である」（丸数字及び下線は引用者）とされており、上記ヤフー事件最高裁判決の上記判示と同趣旨の判示がなされています。

¹⁴ 「令和3年度税制改正の大綱」（2020年12月21日）42ページ（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf）。

TAX LAW NEWSLETTER

Ⅲ. スピンオフ税制

1. 本改正前

いわゆるスピンオフとは、(i)自社の既存の子会社の株式、又は、(ii)特定の事業部門を切り出して承継させた子会社の株式を、株主に対して交付することにより、自社の子会社又は特定の事業部門を独立させることをいいます。このうち、親会社に一部の持分を残すスピンオフをパーシャルスピンオフといいます。

近年日本企業は、多角化度が高く規模が巨大な企業の営業利益率が欧米に比べて低いといった特徴があり、その要因として、多角化に際し、差別化や事業ポートフォリオの最適化等が不十分、事業の関連性が乏しいといった理由があると指摘されており、このような企業を中心に、企業内の事業部門を分離して独立した企業とする、スピンオフの必要性が増しているとされています¹⁵。そのため、企業の機動的な事業再編を促進するため、平成 29 年度税制改正により、一定のスピンオフを適格組織再編と位置付け、株主において配当課税を受けず、株式分配について譲渡損益課税を繰り延べることとされました。

そのうち、下記図表 4 のとおり、親会社（以下「スピンオフ実施会社」という。）が完全子会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）をスピンオフする場合（株式分配）については、一定の要件に該当する場合を適格株式分配と定義した上で、①スピンオフ実施会社がスピンオフ対象会社株式をスピンオフ実施会社株主に現物配当する際の株主に対する配当課税の対象外となり、②スピンオフ実施会社に対するスピンオフ対象会社株式の譲渡損益課税について課税が繰り延べられることとなります^{16,17}。

¹⁵ 「改正税法のすべて〔平成 29 年版〕」317 ページ

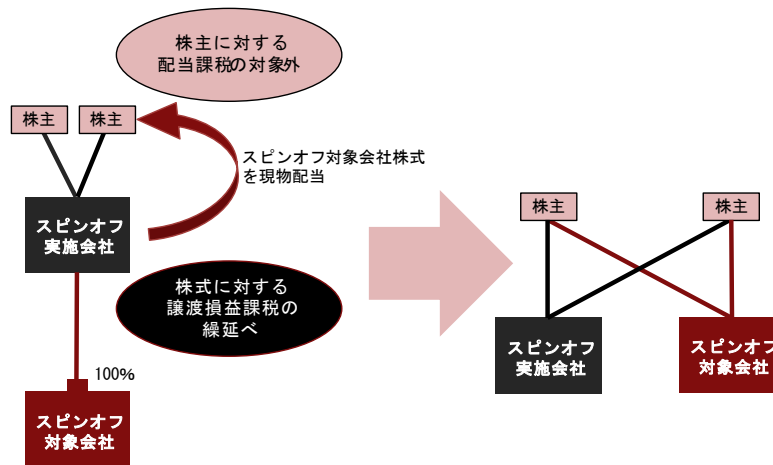
（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0292-0378.pdf）。

¹⁶ 法人税法 2 条 12 号の 15、12 号の 15 の 2、同法施行令 4 条の 3 第 16 項。

¹⁷ 以下、本ニュースレターでは、本改正に関連する株式分配を取り上げるものとします。

TAX LAW NEWSLETTER

＜図表 4：スピノフ税制の概要＞



2. 改正内容

もともと、スピノフ税制は利用例が少なかったこと等¹⁸を踏まえ、本改正法では、令和6年3月31日までの時限立法ではあるものの、適用要件の一部が緩和されました。すなわち、従前は、スピノフ実施会社の株主に対して完全子会社であるスピノフ対象会社の発行済株式のすべてを株式分配しなければ適格株式分配となりませんでした。本改正により、スピノフ実施会社にスピノフ対象会社の発行済株式のうち20%未満を残すことができることになりました(パーシャルスピノフ税制)。

パーシャルスピノフに関するその他の要件も従前と異なり、その詳細は下記図表5のとおりです¹⁹。

¹⁸ 上記平成29年度税制改正後、スピノフ税制が適用された事例は2件(上場会社については、うち1件)のみであるという報道がなされています(「スピノフ税制拡大」(2023年3月3日、日本経済新聞))。

¹⁹ 租税特別措置法68条の2の2、同施行令39条の34の3。なお、租税特別措置法施行令39条の34の3第1項6号で認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであることが要件とされており、当該要件を定めたときには告示する(同3項)ものとされています。

TAX LAW NEWSLETTER

<図表 5 : 適格株式分配の要件>

	持分を残さないスピノフ (改正前)	パーシャルスピノフ (改正後に追加)
①	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式がすべて移転すること	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の <u>20%未満</u> となること
②	対応する規定なし	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するもの ²⁰ であること
③	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること	変更なし
④	完全子法人の従業者のおおむね 80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	完全子法人の従業者のおおむね 90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
⑤	非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと	変更なし
⑥	対応する規定なし	<p>(ア) 産業競争力強化法の事業再編計画の認定に係る関係事業者の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること</p> <p>又は</p> <p>(イ) 関係事業者の主要な事業を開始した日から認定の申請の日までの期間が 10 年を超えないこと</p> <p>又は</p> <p>(ウ) 関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき金融商品取引業者が確認していること²¹</p>

(変更箇所には下線を付しています。)

なお、⑥の要件は本大綱によれば「その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等」とさ

²⁰ 特定剰余金配当について事業再編計画の認定を得るためには、①生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号）一）に加え、②特定剰余金配当株式等（スピノフ対象会社株式がこれに含まれます。）が上場予定であること（同四木）が要件となっています。

²¹ 事業再編の実施に関する指針の改正案四へ（1）～（3）、産業競争力強化法施行規則の改正案 12 条 3 項。

TAX LAW NEWSLETTER

れていますが、2023年2月10日に公示された産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）によれば**上記図表5**のとおりとなっています。

また、会計上の処理について、現行の会計基準の適用指針²²によれば、持分を残さないスピノフについては、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとなります。他方、現状においては、パーシャルスピノフについて、上記会計基準の適用指針の適用はないと考えられており、帳簿価額ではなく時価により計算されることになると考えられます。

この点について、経済産業省が、パーシャルスピノフの会計上の取扱いを、持分を残さないスピノフと同様とする旨の要望を出したことを踏まえ、財務会計基準機構（FASF）の企業会計基準諮問会議は、パーシャルスピノフの会計上の取扱いを企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとするよう提言を行いました²³。

これを受けて、2023年3月31日、企業会計基準委員会は、パーシャルスピノフの会計処理について2023年4月から検討開始予定と公表しました²⁴。

今後のパーシャルスピノフの会計処理の動向については引き続き注視が必要です。

3. 実務上のポイント

スピノフ税制の活用が考えられる場面としては、上場会社（スピノフ実施会社）が完全子会社（スピノフ対象会社）を分離して独立させた上で、上場会社の株主に対して、スピノフ対象会社の株式を売却する機会を提供すること等を目的として、スピノフ対象会社を上場させる場合が考えられます。

スピノフ税制の活用にあたっては、産業競争力強化法上の事業再編計画の認定が必要となることや先例が乏しいこと等といった点から利便性が必ずしも高いとはいえない面がある一方で、本改正によりパーシャルスピノフがスピノフ税制の対象となったことから、**下記図表6**のとおり、スピノフ税制の活用可能性は従来よりも高まったといえます。これまで子会社を分離独立させ、上場させる方法としては、エクイティ・カーブアウト（以下「**子会社株式上場**」という。）が利用されることが多かったといえますが、今後はスピノフ税制の活用も視野に入れることが考えられます。

実際に、スピノフ税制の活用例として、コシダカホールディングス（東証一部）が、完全子会社であるカーブスホールディングスをスピノフした事例があります²⁵。

²² 企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」10頁(2)。

²³ 「第47回 企業会計基準諮問会議 資料(1)-2 2023年3月1日」(2023年3月、財務会計基準機構) (https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20230301_02.pdf)。

²⁴ 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(2023年3月31日、企業会計基準委員会) 2ページ (https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2023_0331.pdf)。

²⁵ 以下の子会社株式上場及び（パーシャル）スピノフに関する検討においては、新木伸一他2名「コシダカによる本邦初の適格株式分配を利用したスピノフ上場の解説」(商事法務 No.2227) 27ページ

TAX LAW NEWSLETTER

また、他の上場企業（メルコホールディングス）においても、スピノフ税制を利用する準備を開始した旨の公表がなされた事例もあります²⁶。

＜図表 6：子会社株式上場と（パーシャル）スピノフの特徴＞

	子会社株式上場	（パーシャル）スピノフ
独立性	・ 支配株主である親会社と上場子会社の一般株主（非支配株主）との間に構造的な利益相反リスク等あり。	・（持分を残さないスピノフの場合）独立性上の問題は生じにくい。 ・ また、本改正により、段階的な独立も可能。
現金収入の有無	・ 子会社株式の売出しによる現金収入あり。	・ 本改正により、スピノフ実施会社が残存持分の売却により現金収入を得ることが可能。
税務面	・ 譲渡損益課税	・ 譲渡損益の課税繰延べ
既存株主の投資の継続性	・ 子会社株式上場後も子会社の事業に投資を行いたい場合には、上場された子会社の株式を改めて取得する必要あり。	・ 株主は改めて子会社株式を購入する必要は生じず、投資が継続する。

（1）上場子会社／スピノフ対象会社の独立性

子会社株式上場を用いる場合は、上場子会社において、支配株主である親会社と上場子会社の一般株主（非支配株主）との間に構造的な利益相反リスク等があり、上場子会社の独立性上の問題が指摘されています²⁷。

他方、スピノフを用いる場合は、スピノフ対象会社は、持分を残さないスピノフの場合はスピノフ実施会社から完全に独立することになりますので、上記のような独立性上の問題は生じにくいというメリットがあります。

また、本改正により、スピノフ実施会社にスピノフ対象会社の一部の持分を残した上で、後に売却するというパーシャルスピノフを用いつつ課税繰延べを行うことも可能となりました。そのため、例えば、スピノフ実施以前からの顧客・ノウハウやITシステムを活かして事業を展開したい、スピノフ対象会社の経営が安定するまでの間、スピノフ実施会社がシナジーを確保しつつ、安定株主として引き続き支援を行いたい、市場回復までの期間、スピノフ実施会社としてスピノフ対象会社の支援を継続したい等²⁸といった企業のニーズに応えられるものとなったといえます。

以下及び小林正紀「本邦初事例の財務アドバイザーが詳細解説 コシダカ HD によるスピノフの実務上の検討ポイント」（経理情報 No.1583）51 ページ以下を参考にしています。

²⁶ 「当社連結子会社 シマダヤ株式会社の株式分配型スピノフの準備開始及び上場準備の開始に関するお知らせ」（2023 年 1 月 23 日、株メルコホールディングス）（<https://melco-hd.jp/news/202303/20230123spinoff.pdf>）。

²⁷ 例えば、上場子会社が親会社との関係において、①直接取引を行う場合、②一部事業部門の譲渡・関連事業間の調整を行う場合、③完全子会社化等が実施される場合には、その取引条件（対価等）の設定によっては、一般株主の利益が害され得ると指摘されています（「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」（2019 年 6 月 28 日、経済産業省）121 ページ）。

²⁸ 「令和 5 年度（2023 年度）経済産業関係 税制改正について」（2022 年 12 月、経済産業省）12 ページ（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf）。

TAX LAW NEWSLETTER

(2) 親会社／スピンオフ実施会社による現金収入（キャッシュ）の有無

子会社株式上場を用いる場合は、親会社が子会社株式を売り出す度に親会社はキャッシュを得ることができます。

他方、本改正前において、スピンオフを用いる場合は、スピンオフ実施会社にキャッシュが入ってこないで、経営者としてメリットを感じにくいという指摘がなされていました²⁹。

この点については、本改正により認められたパーシャルスピンオフを利用して、スピンオフ実施会社が残存持分をスピンオフ実施後に売却することでキャッシュを得るというスキームを検討することができるようになったと考えられます。

(3) 親会社／スピンオフ実施会社の税務

子会社株式上場を用いる場合は、親会社が子会社株式を売り出す度に親会社において譲渡損益についての課税がなされます。

他方、スピンオフを用いる場合は、上記 1. のとおり、①スピンオフ実施会社がスピンオフ対象会社株式をスピンオフ実施会社株主に現物配当する際の株主に対する配当課税、及び②スピンオフ実施会社に対するスピンオフ対象会社株式の譲渡損益課税について課税の繰延べが認められます。

(4) 親会社／スピンオフ実施会社の既存株主の投資の継続性

子会社株式上場を用いる場合、子会社株式上場後も子会社の事業に投資を行おうとする株主は、上場された子会社の株式を改めて取得する必要性が生じます。

他方、スピンオフを用いる場合は、スピンオフ実施会社の株主にスピンオフ対象会社の株式が現物分配されることとなりますので、株主は改めて子会社株式を購入する必要は生じず、投資を継続することができるというメリットがあります。

以上のとおり、今後は子会社株式上場を検討する際には、本改正により導入されたパーシャルスピンオフを含むスピンオフ税制の活用も視野に入れた上で、両者のメリット・デメリットを比較し、スキームを決定することが有効であると考えられます。

²⁹ 「事業再編研究会報告書」（2020年7月31日、事業再編研究会）10ページ（https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyosaihen/20200731_report.html）。

TAX LAW NEWSLETTER

IV. 暗号資産の期末時価評価

1. 改正内容

本改正前において、内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するもの（本改正法においては「市場暗号資産」と定義されています。）については、一律時価で課税されてきました³⁰。

本改正法では、時価評価の対象から一部の暗号資産が除外されることとなりました。すなわち、法人が事業年度末において有する暗号資産から、①自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること、及び②その暗号資産の発行の時から継続して譲渡制限その他の条件が付されているものであること、という要件に該当する暗号資産（「特定自己発行暗号資産」）は、時価評価の対象から除外されることになりました。

このうち、②の要件の詳細については、（ア）他の者に移転することができないようにする技術的措置（移転することができない期間の定めや、暗号資産を発行した内国法人の役員及び使用人並びにそれらと一定の関係がある者のみによって解除することができないことを内容とします。）がとられていること、又は、（イ）一定の要件を満たす信託³¹の信託財産としていることのいずれかにより譲渡制限等を行うこととされており³²。

2. 実務上のポイント

本改正前における暗号資産の期末時価評価による課税については、プロジェクトにおける投票権・参加権を表すガバナンストークンといった継続保有が必要な暗号資産については、現金収入が生じていない中で含み益に対して課税されることがブロックチェーン関連事業を日本で起業するにあたって大きな障害となっているといった指摘がなされてきました³³。そのため、本改正により、時価評価の対象から自社発行の暗号資産のうち一部が除かれることとなった点は評価すべきであるといえます。

他方、他社が発行した場合であっても、ガバナンストークン等を関係者が継続保有するという実務上のニーズがあること等を踏まえれば、今後の税制改正により、このような暗号資産についても期末時価評価の対象から除かれることが期待されます。

³⁰ 法人税法 61 条 2 項、3 項。

³¹ (a) 当該信託の受託者が信託会社のみであり、かつ、当該信託の受益者等が当該内国法人のみであること、(b) 当該信託に係る信託契約において、当該信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者及び受益者等以外の者に譲渡しない旨が定められていること、(c) 当該信託に係る信託契約において、当該内国法人によつて、当該信託の受益権の譲渡及び当該信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていることが要件とされています（法人税法施行令 108 条の 7 第 2 項）。

³² 法人税法施行令 108 条の 7、同法施行規則 26 条の 10。

³³ 「NFT ホワイトペーパー（案）」（2022 年 3 月、NFT 政策検討 PT）（https://www.taira-m.jp/NFT_ホワイトペーパー案_20220330.pdf）。

TAX LAW NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『ヨーロッパ投資セミナー～オランダをゲートウェイとして～』
開催日時 2023年4月20日(木) 15:00~17:00
講師 【オランダ経済・気候政策省 企業誘致局】 Mark Rijntjes 氏
【Loyens & Loeff 法律事務所】 Patrick van Oppen 氏、
Rogier Vermeer 氏 花城 奈緒 氏
【森・濱田松本法律事務所】 大石 篤史、酒井 真、山川 佳子
主催 森・濱田松本法律事務所 (共催: Loyens & Loeff 法律事務所)

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。

(申込期限: 2023年4月13日(木))

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

文献情報

- 論文 「令和4年最判を踏まえた非上場株式の評価に対する総則6項適用の可否(中央出版HD事件をもとに)」
掲載誌 週刊 T&A master No.969
著者 安部 慶彦、間所 光洋 (共著)
- 本 『一族内紛争を予防・解決するファミリーガバナンスの法務・税務』
出版社 株式会社中央経済社
著者 大石 篤史、中田 光彦、安部 慶彦、片山 和紀、間所 光洋

NEWS

- ニューヨークオフィス開設のお知らせ
森・濱田松本法律事務所は、2023年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約720名の弁護士(外国法弁護士を含む)がグループに所属する総合法律事務所です。日本国外においては、1998年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017年には、バンコクの大手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所(Firm of Choice)」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

TAX LAW NEWSLETTER

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することといたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験及び実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士及び鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A 及びコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com